

“同等一栄”の実現に向けて!

～法令遵守の車検検査～

峡北自動車整備協業組合(末木基治理事長)では、関東運輸局の自動車車検整備指定工場として、組合員から持ちこまれる車両の車検整備を行っている。

自動車整備業界では、一部で不正改造車の黙認や書類の虚偽記載などの違反行為により指定の取消しを受ける整備工場もあり、組合としても車検検査員や車両を



研修会の様子

持ち込む組合員のモラルの向上とコンプライアンスの徹底が喫緊の課題となっている。

組合では違

法行為を他山の石とせずに関係者に自覚してもらうための啓発活動に取り組んでおり、組合事務所の目につく場所に指定整備事業を営む者として、「1.法令遵守精神、1.相互チェック体制、1.不正改造車排除、1.不正は”おまんま“の食い上げ」の4つの心構えを掲示するとともに、「同等一栄」の基本方針を示し、組合や組合員が等しく栄えていくための意識づけを図っている。

また、8月26日には組合員や工場の従業員を対象に研修会を開催し、関東運輸局山梨運輸支局から、車検整備の手続きや手順、指定工場で過去にあった違反事例などについて説明がされた。

末木理事長は「違反行為は、一人の、1回の不正でも組織全体の信用を失墜させ、組合の存続にかかわる深刻な事態を招きかねない。組合も今年創立40周年の節目を迎えたが、これからも信用・信頼

同等一栄

峡北自動車整備協業組合は

1. 法令遵守精神
1. 相互チェック体制
1. 不正改造車排除
1. 不正はおまんまの食い上げ

される車検指定工場であり続けられるよう、組合組織の理念でもある、一部の組合員だけではなく組合に加入する全ての組合員が等しく繁栄できる組織として“同等一栄”の気持ちを持ち、組合員一丸となって健全な組合事業の継続に努めていきたい。」と話してくれた。

事務所内に掲示し、意識徹底を図っている